平成２２年（フ）第６６４号
岐阜市下川手169－６　林桂方、住民票上の住所岐阜市東鵜６丁目127番地
債務者　織田　雅代
1　決定年月日時　平成22年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第６４号
静岡県賀茂郡河津町谷津228番地の３、旧住所静岡県賀茂郡河津町見高2316番地の129
債務者　山田きぬよ
1　決定年月日時　平成22年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２２年（フ）第１３４号
大津市大石小田原１丁目１番23号
債務者　駒村　弘子
1　決定年月日時　平成22年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３２８号
滋賀県栗東市手原４丁目１番14号
債務者　益田　　繁
1　決定年月日時　平成22年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４７５号
滋賀県守山市勝部６丁目４番31―302号
債務者　大西　　勇
1　決定年月日時　平成22年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４８１号
大津市本堅田４丁目15番25―1105号
債務者　田中　理香（旧姓洞井）
1　決定年月日時　平成22年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５０４号
大津市松原町18番16号　レークハイツ瀬田402
債務者　木村美智子
1　決定年月日時　平成22年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５０７号
滋賀県高島市今津町弘川77番地８　404号、前住所滋賀県湖南市岩根1756番地
債務者　堀　　泰
1　決定年月日時　平成22年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５１７号
大津市雄琴３丁目２番15号　古川アパート101号室、前住所大津市下阪本四丁目６番38号　ベスト警備保障
債務者　加藤　　光
1　決定年月日時　平成22年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５２０号
滋賀県草津市木川町1212番地　県営陽ノ丘団地Ａ棟406号
債務者　久保ひとみ
1　決定年月日時　平成22年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５２２号
滋賀県高島市安曇川町中央２丁目３番地２第２コーポコウトク３号、前住所滋賀県高島市マキノ町高木浜１丁目４番地５
債務者　村松　実男
1　決定年月日時　平成22年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２２７号
滋賀県近江八幡市宮内町115番地１
債務者　柳沢みよ子
1　決定年月日時　平成22年11月18日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第２６２号
滋賀県東近江市春日町２番13号、住民票上の住所滋賀県東近江市小脇町2357番地
債務者　西澤　修一（旧姓上柳）
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第１３２０号
広島市東区戸坂新町２丁目24番19―101号、申立時の住所広島市中区舟入南４丁目８番20―301号　Ｍビル３
債務者　ロックウェルこと　縫部　直幸
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３９３号
広島市安佐北区可部町大字桐原436番地
債務者　森本　広美
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５４０号
広島県山県郡北広島町有間588番地１
債務者　柳　小百合
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
広島地方裁判所民事第４部